

## 業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業（「HVC KYOTO」のプログラムの充実）企画・運営業務

### 2 期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 事業の趣旨及び目的

ライフサイエンス分野は、世界の産業をリードする基盤分野であり、世界にインパクトを与える研究技術（ディープテック）として不可欠な分野である。また京都は、ライフサイエンス関連の大学・企業が数多く立地しており、社会にインパクトを与える事業や企業を創出する大きな可能性を秘めた土壌を持つ都市である。

本市では、ライフサイエンス分野における大学研究者や企業の持つ多数の技術シーズの社会実装に向けた取組の一つとして、優れたビジネスプランを持つスタートアップ等のビジネス展開を支援する全編英語のプログラム「HVC KYOTO※<sup>1</sup>」を運営し、世界を舞台に当分野で活躍するスタートアップ等の育成を推進してきた。

本事業では、「HVC KYOTO」の新たな申請者の獲得や採択者の更なる成長支援等に向けた取組を講じることで、ライフサイエンス分野の優れた技術を持つ研究者やスタートアップ等の発掘、及び成長支援を推進する。

#### ※1 HVC KYOTO (Healthcare Venture Conference KYOTO) :

ヘルスケア領域における革新的な技術を持つ国内外のスタートアップと、オープンイノベーションに積極的な国内外の事業会社、ベンチャーキャピタル等からなる HVC パートナーが集まるイノベーションプラットフォーム。ヘルスケア産業の裾野を広げ、スタートアップの国境を越えたビジネス展開支援を目的に 2016 年から実施。年間を通じたスタートアップ支援プログラムを展開し、採択されたヘルスケア領域のスタートアップ等に、海外市場を視野に入れた事業戦略のアドバイス、英語によるスタートアップのビジネスピッチ、及び事業提携先や共同研究先・出資先を探す HVC パートナーとのビジネスマッチングの機会を提供している。

（詳細）<https://www.krp.co.jp/hvckyoto/detail/4742.html>

### 4 委託内容

本業務は、上記3（目的）の達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。事業の趣旨・目的を実現するために追加すべき取組がある場合は、積極的に提案するとともに、本市と協議のうえ、必要に応じて実施するものとする。

#### (1) HVC KYOTO 採択者を対象としたフォローアッププログラムの実施

HVC KYOTOにおけるスタートアップ支援プログラム（過去に実施したものを含む。）の採択者（以下、「HVC KYOTO 採択者」という。）の更なる成長を促進するため、市内ユニークベニュー※を活用したうえで、以下のフォローアッププログラムを企画、運営すること。また、プログラムの企画・運営に当たっては、必ずネットワークキング（交流会）等、参加者や登壇者が接触、交流できる機会を設けること。

※ ユニークベニュー事例については、以下 URL を参照

[https://jccb.or.jp/system2/wp-content/uploads/2018/12/Kyoto\\_Unique\\_Venues\\_Guide\\_20180508.pdf](https://jccb.or.jp/system2/wp-content/uploads/2018/12/Kyoto_Unique_Venues_Guide_20180508.pdf)

- ・ HVC KYOTO 採択者と、当該採択者の成長ステージに応じた国内外の VC、製薬・医療機器メーカー等が相互に交流することができるイベント（1回以上）

例：シンポジウム、ピッチコンテスト

- ・ HVC KYOTO パートナー（VC や企業等）等による、個別マッチングが可能となる支援プログラム（3回以上）

例：HVC KYOTO パートナーによる採択者へのセミナー

なお、フォローアッププログラムに付随するものとして、以下の事務及び経費支出等についても適切に実施すること。

- ・ 支援対象者や講師の選定、謝金の支払い
- ・ 会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・ 広報媒体の作成・周知活動
- ・ 支援対象者へのアンケート調査及び集計の実施 等

## ア 留意点

- ・ 本市に企画書案を提出し、本市の了承のもと実行すること。
- ・ 実施時期は、契約締結後～令和9年3月末までとする。
- ・ 支援対象となる HVC KYOTO 採択者のうち、京都市に所在するスタートアップ等を3社・者以上含めること。

なお、支援対象者の選定に当たっては、本市と協議のうえ決定すること。

- ・ 「ヘルスケア領域のスタートアップ等の国境を越えたビジネス展開を支援する」という HVC KYOTO の趣旨を考慮し、HVC パートナー以外も含め、VC、当分野の関連企業等を上記フォローアップ支援プログラムに参画させること。

## イ 指標

- ・ VC、当分野の関連企業等の参画：10社以上
  - ・ 採択者と VC、当分野の関連企業等とのマッチング：5件以上
- ※うち、海外資本の VC および関連海外企業等とのマッチング：2社以上

## (2) 新規申請者獲得に向けたビジネスプラン策定支援プログラムの実施

HVC KYOTO への将来的な新規申請者獲得のため、スタートアップを目指す研究者を対象に、製品開発の初期段階で製品の特徴を明確にさせ、開発目標の明確化、効率的な開発の推進、開発リスクの抽出と軽減、成功確率の向上等を図るなど、技術シーズの事業化を目的としたビジネスプラン策定支援プログラムを企画・運営すること。

なお、当該プログラムに付随するものとして、以下の事務及び経費支出等についても適切に実施すること。

- ・ 新規申請者候補の発掘・選定
- ・ 専門家の選出・選定、謝金の支払い
- ・ 会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・ 広報媒体の作成・周知活動
- ・ 参加者へのアンケート調査及び集計の実施 等

## ア 留意点

- ・ プログラム実施前に、本市に企画書案を提出し、本市の了承のもと実行すること。
- ・ 実施時期は、契約締結後～令和9年3月末までとする。
- ・ 支援対象は、原則、京都市内に拠点をもつ大学等の研究者とするが、やむを得ず選定が困難になった場合は、本市と協議のうえ決定すること。
- ・ 「ヘルスケア領域のスタートアップ等の国境を越えたビジネス展開を支援する」というHVC KYOTOの趣旨を考慮し、今後HVC KYOTO（プログラム）への申請を見据えた研究者を発掘・選定すること。また、ヘルスケア領域及び技術シーズの事業化に向けたビジネスモデル磨き上げに精通する専門家を選定し、知財認定や協業、製品化など、事業化に向けた支援プログラムを構築すること。

## イ 指標

- ・ 支援対象者：3件以上

## 5 費用負担

本委託業務を履行するに当たり発生する経費は、本市からの委託料で賄う。

## 6 委託料の支払

受託者からの請求により支払う。

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (4) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (5) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (6) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (7) 本事業により受託者が作成し、本市に納入する成果物等の著作権は本市に帰属する。ただし、参加するスタートアップや研究者が有する既存の、あるいは本事業を通じて独自に創出した技術・ビジネスプラン等に係る知的財産権は、当該参加者に帰属する。
- (8) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (9) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。